

健全化判断比率算出方法

共通事項

標準財政規模：人口，面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額

一般会計等に係る特別会計：川辺町は該当なし

実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額： + の合計額

一般会計等及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字合計額

公営事業（公営企業以外）に係る特別会計：国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

公営企業に係る特別会計の資金不足合計額

公営企業に係る特別会計：水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ & (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

準元利償還金： ~ の合計額

満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額

公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計

組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
一時借入金の利子
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額： ～ の合計額
一般会計等の平成25年度末地方債現在高
債務負担行為に基づく支出予定額
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業：水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
対象組合等：可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合
退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
対象法人：川辺町は該当なし
連結実質赤字額
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
充当可能基金額： ～ に充てることのできる基金
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金